

第 3 回基幹インフラに関する検討会合 議事のポイント・検討会合資料

基幹インフラ制度への医療分野追加の施行に向けて

○基幹インフラ制度への医療分野の追加について

- ✓ 医療分野は、国民の生命にとって重要な分野であり、今般の追加には賛成。
- ✓ 医療分野の追加は、厚労省の施策を後押しするものと思うのでしっかり進めてほしい。

○具体の病院の選定について

- ✓ 個別病院の指定については、提言に盛り込まれている内容を最大限尊重してほしい。
- ✓ 提言では、施行から3年で各都道府県に少なくとも1病院としたが、あくまで1つの方向性であり、地域の偏在もある中で必要な拠点に対しては積極的に指定対象としてほしい。

○病院への支援・事業者理解の醸成について

- ✓ 情報システムの体制整備は、医療分野だけではなく重要。国からもよくフォロー、サポートしてほしい。
- ✓ 病院に財政支援する場合には、国家予算を使うため、影響の大きいところを精査して行ってほしい。
- ✓ 事業者の負担に配慮するのはもちろんだが、サイバーセキュリティ対策はいずれにせよ必要なので、事業者にその必要性を認識してもらうことも必要ではないか。
- ✓ 医療に限らず基幹インフラは規制措置なので、事業者の負担については議論すべき。一方で、規制行政の手法の観点から見ても、厳格な許可制が採られているわけではないことから、可能な限り事業者に説明をして、十分な理解が得られるようにする必要があるのではないか。
- ✓ 本制度はセンシティブな運用が求められる制度で、場合によっては、対象設備が高額な場合など、事業者の経営判断にも影響することも踏まえ、制度の導入を適切に行ってほしい。

基幹インフラ制度への医療分野追加の施行に向けて（つづき）

○今後のスケジュールについて

- ✓ **支払基金は**D_X審査支払機構に改組され、医療D_Xの運用の主体になり、各医療機関の医療提供に当たって重要な役割を果たすため、**できるだけ早く基幹インフラ制度での運用を開始すべき。**
- ✓ **医療機関は**財政的にも人員的にも厳しい状況。事業者とよくコミュニケーションを取りながら、改めて地域性も考慮して、**丁寧に検討すべき。**
- ✓ **改正法で規定されている公布から1年6月が適切な時間軸かは要精査。**また、サイバー分野はすぐに状況が変化するので、常にアップデートしないといけない。

基幹インフラ制度の運用改善（基本指針の変更・省令の改正）

○早期・適切な事前相談の促進

- ✓ 今回示された**基本指針の変更案の内容は適切。**その上で、肝要なのは、事前相談にとどまらず、**事業者自身が経済安全保障の観点をしっかり認知**して、経営者や担当者の中で議論の俎上に載せるようにしていくことだと考える。

○クレジットカード分野の特定重要設備の見直し

- ✓ クレジットカード分野における特定重要設備に関する省令の改正に関しては、必要なものに限定するという運用改善の良い例と認識。
- ✓ 必要なものは、こうして議論の俎上に載せていくことが重要。

基幹インフラ制度に係る 基本指針の変更・省令の改正案等について

経済安全保障法制に関する有識者会議
分野別検討会合（基幹インフラ）
第3回資料

令和8年7月7日

1. 経済安全保障推進法改正法

2. 基幹インフラ制度への医療分野追加の施行に向けて

3. 基幹インフラ制度の運用改善（基本指針の変更・
省令の改正）

概要

1. 医療分野の追加

特定社会基盤事業として定めることができる事業（※1）に、医療分野を追加。

- ① 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（※2）が行う医療DX関連業務（※3）
- ② 病院が行う医業等（※4）

（※1） 法律に列挙する事業の中から、政令で特定社会基盤事業を定める仕組み

（※2） 令和7年医療法等改正法により、「社会保険診療報酬支払基金」を医療DX関連業務の主体として改組予定

（※3） 電子カルテ情報共有サービス、電子処方箋管理サービス、オンライン資格確認等システムに関する業務

医療DXの普及に伴い、これらの業務に支障が生じた場合、医療機関や薬局における円滑な診療・服薬指導等に
影響するおそれがあるため、基幹インフラ制度に追加

（※4） 対象となる病院は、今後、指定基準（省令）により一定の病院に絞り込む。届出対象の設備も今後、省令で規定

2. 制度運用の改善

- (1) 現行法では対象事業者の指定から6月間は経過措置として届出規定は適用されないが、事業を円滑に進めるため、特定社会基盤事業者の指定直後から届出を可能とする。
- (2) 特定社会基盤事業者が特定重要設備を自ら供給する場合には届出は不要であるが、特定重要設備を構成する一定の設備が特定社会基盤事業者以外から供給されている場合等
等
には、届出が必要となることを明確化。

施行期日

- ・ 1は、公布後1年6月以内、2は、公布後6月以内（（1）は公布から1月後）

附帯決議

◆ 衆議院・内閣委員会（令和8年5月15日）

三 クロードミツスをはじめとした高度化するA Iによるサイバー攻撃等の経済安全保障上のリスクに対応するため、サイバー対処能力強化法の運用とも併せ、本法の基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度において十分な対応が可能かどうかの検討も含めて基幹インフラ事業ごとの対策を強化すること。

◆ 参議院・内閣委員会（令和8年6月9日）

三 クロードミツスを始めとした高度化するA Iによるサイバー攻撃等の経済安全保障上のリスクに対応するため、サイバー対処能力強化法の運用とも併せ、本法の基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度において十分な対応が可能かどうかの検討も含めて基幹インフラ事業ごとの対策を強化すること。

七 基幹インフラ事業として新たに医療分野を追加対象とするに当たり、経営基盤がぜい弱な医療機関に対する財政面を含めた一層の支援の在り方を検討すること。

■ 現下の国際情勢を踏まえた速やかな検討の必要性③（高度化するAIによるサイバー攻撃等のリスクへの対応）

◎ 小野田大臣答弁（2026年5月15日 衆・内閣委員会）

そして、附帯決議三でございますが、高度化するA Iによるサイバー攻撃に対応するため、経済安全保障推進法に基づく基幹インフラ制度のみならず、各基幹インフラ所管省庁の業法等に基づく取組や、国家サイバー統括室のサイバー対処能力強化法に基づく取組等と連携し、政府全体で包括的かつ重層的に連携して対応を進めることが重要であると考えております。（中略）これらの取組を実施する関係府省庁との連携を一層強化しつつ、今後、経済安全保障推進法を所管する内閣府としては、国家サイバー統括室との間で対処すべき脆弱性情報の共有を受け、基幹インフラ制度の審査にも活用することを含め、密接に連携を図るほか、基幹インフラ制度の審査において、必要と認められた場合には事後的に事業者に対して勧告を行うことも含め、しっかりと対応してまいりたいと思います。

その上で、基幹インフラ制度やサイバー対処能力強化法における対応も踏まえた各業法等に基づく取組も通じて、基幹インフラ事業ごとの対策を強化してまいりたいと考えます。

■ 基幹インフラ制度への医療分野の追加に伴う負担軽減や支援

◎ 厚生労働省政府参考人答弁（2026年5月13日 衆・内閣委員会）

・・・基幹インフラ制度における医療分野の追加については、事業者において、制度対応に当たって必要な事務的費用を含む負担が生じることも想定されているところでございますが、今回の規制措置が過度な負担にならないように、きちんと丁寧に、規制対象を真に必要な範囲に限定する、十分な準備期間を確保していく、それから、事業者が円滑に準備を進めることができるよう、制度周知、相談窓口を通じた個別相談を行っていくことによって負担軽減に努めていきたいというふうに考えております。

また、対象病院の指定に当たっても、特定機能病院を念頭に、本改正法案の施行時点で各地方ブロックに少なくとも一病院、その後、施行から三年程度の期間に各都道府県につき少なくとも一病院を指定していくことを想定しているところでございます。このように、段階的な指定を行うことで、先行して指定された病院の運用、ノウハウというのを丁寧に支援していくということが可能になるのではないかと考えておりまして、それ以降に指定された病院は、先行する病院の知見等を参考としつつ、より円滑に制度への対応準備を進めることができるのではないかというふうに考えております。

対象となる病院とも丁寧にコミュニケーションを取りながら、必要な準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

・・・あわせて、現在、サイバーセキュリティ対策、外部との接続ポイント等を減らしていったりするような対策については、補正予算等を使って対応しているところでございます。それから、診療報酬上も、安全管理責任者を配置した場合については対応していくようなところも今回の八年度の改定でも加えたところでございまして、こうしたものを上手に合わせながら対応していければというふうに考えているところでございます。

■ 基幹インフラ制度における民間事業者との意思疎通

◎ 小野田大臣答弁（2026年5月13日 衆・内閣委員会）

基幹インフラ役務は民間事業者を中心に提供されているものであり、制度の目的を達成するためには、民間事業者に対し国から一方的に負担を課すのではなく、国と民間事業者が相互に連携して取り組んでいくことが不可欠であると考えております。このため、内閣府及び事業所管省庁において、基幹インフラ制度に関する相談窓口を設置し、事業者等からの相談に対応しております。

また、事業所管省庁は、重要設備導入時における国の事前審査に際して基幹インフラ事業者等と意思疎通を行うことで、妨害行為のリスクを低減するために必要な措置を講ずるよう、より早期の段階から事業者等に検討を促すこともあり得るところです。

こうした個々の意思疎通に加えて、制度改善に向けたアンケートなどを実施しているところでありまして、このような取組を通じて基幹インフラ事業者様から様々な御意見をいただいております、これらの御意見も踏まえて、本法案において制度の運用改善を図るための改正を盛り込んだところでございます。

また、法改正事項以外にも、より事業者の予見可能性を高めるために、これまで、内閣府や事業所管省庁が公表している制度の解説、いわゆるQ & Aの見直しを随時行ってまいりました。今後も、より制度を改善すべく、届出事項そして手続等を定める省令等の見直しを行うこととしております。

引き続き、民間事業者等と密に意思疎通を図りながら、不断に基幹インフラ制度の改善に向けた見直しも行うことで、事業者の負担軽減そして制度の実効性が図られるように取り組んでまいりたいと思います。

1. 経済安全保障推進法改正法

2. 基幹インフラ制度への医療分野追加の施行に向けて

3. 基幹インフラ制度の運用改善（基本指針の変更・
省令の改正）

- 医療分野の施行日は、改正法公布の日（令和8年6月17日）から1年6月以内。
- 施行に向けて、今後、以下のような事項について検討を行う。

(1) 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構

① 構成設備の精査

- ※ 特定重要設備は、電子カルテ情報共有サービス、電子処方箋管理サービス及びオンライン資格確認等システムに係る設備が考えられる。

(2) 病院

① 対象事業者：特定機能病院を念頭にしつつ、以下の内容を検討。

- ・ 具体的な事業者指定基準
- ・ 対象事業者の選定（88の特定機能病院からどの病院を対象とするか、指定のスケジュール 等）

② 特定重要設備の選定

③ 構成設備の精査

(3) 上記(1)(2)の検討スケジュール（1年6月以内）

上記(1)(2)について、それぞれの検討事項を踏まえ、準備が整った段階で施行することとしてはどうか。

（注1）令和7年医療法等改正法による社会保険診療報酬支払基金を医療情報基盤・診療報酬審査支払機構に改組する改正規定は、令和8年10月1日施行。

（注2）基幹インフラ制度の対象となる事業者は、サイバー対処能力強化法の対象にもなることから、その準備も必要となる。

- なお、上記の検討に当たっては、本年1月の有識者会議提言における内容（次ページ参照）も踏まえることとする。

2 医療分野の追加

（１）背景・改正の必要性

医療は、国民生活の基盤となる重要な社会インフラの一つであり、安定的な提供が求められる。医療については、今後、より質の高い医療の提供に向け、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構が医療ＤＸの推進の中心的役割を果たすことになる。医療ＤＸの普及・浸透に伴い、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構が行う医療ＤＸに関連する業務に支障が生じた場合、医療機関や薬局における円滑な診療・服薬指導等に影響するおそれがある。

また、医療機関においても、更なる医療ＤＸの推進によりデジタル化・ネットワーク化が一層進むことが見込まれることから、サイバー攻撃等を受けた場合の影響が現在よりも大きくなり、医療の安定的な提供に支障が生ずる可能性が高まる。

このため、基幹インフラ制度の対象事業に医療分野を追加し、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構が行う医療ＤＸに関連する業務及び病院が行う医業・歯科医業を対象にする必要がある。

（２）具体化に向けた検討の方向性

① 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構

医療情報基盤・診療報酬審査支払機構は、今後、医療ＤＸの推進の中心的役割を果たし、電子カルテ情報共有サービス、電子処方箋管理サービス、オンライン資格確認等システムの開発・運用等に係る母体となる予定である。

電子カルテ情報共有サービス・電子処方箋管理サービス及びその基盤となるオンライン資格確認等システムに、多くの医療情報が集積され、医療機関等間で紹介状、傷病名、検査結果等の共有や、直近で処方・調剤された薬の内容の閲覧や重複投薬等チェックの結果確認が可能になり、医師による診療等に活用されることを踏まえると、これらのシステムが停止した場合、医療機関や薬局における円滑な診療・服薬指導等に支障が生じ、広範囲又は大規模な社会的混乱が生ずるおそれがあると考えられる。

このため、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構を特定社会基盤事業者とし、電子カルテ情報共有サービス、電子処方箋管理サービス及びオンライン資格確認等システムに係る設備を特定重要設備とすることが考えられる。

② 個別の病院

特定社会基盤事業者については、特定妨害行為の防止による特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する基本指針（Ⅳにおいて「基本指針」という。）に記載された指定基準の考え方である事業規模（病床数等）及び代替可能性（地域医療において果たす役割や医療提供能力、広域な観点の医療機関機能等のほか、救急医療や災害医療の拠点及びこれらのバックアップとしての役割等）の観点から、総合的に検討を行う必要がある。

これらを踏まえ、特定社会基盤事業者については、厚生労働大臣による承認の要件として高度な医療の提供能力を有すること等が求められ、地域における最後の砦としての機能を有する特定機能病院を念頭に指定することが考えられる。

具体的に指定する病院を選定する際には、各特定機能病院の事業規模、広域な観点の医療機関機能のほか、救急医療や災害医療において果たす役割や能力等を考慮する必要がある。こうした要素は、地域や病院によって異なることから、地域ごとの状況を踏まえながら、対象となる病院を選定することが重要である。

また、事業規模が比較的小さい事業者が対象となることや、病院の収入の中心が診療の対価である診療報酬であって、これが公定価格であること等を踏まえ、規制の対象を真に必要な範囲にするとともに、十分な準備期間を確保する等の観点から、地域性を考慮しつつ、段階的に指定範囲を拡大することが望ましい。具体的には、改正法施行時は１地方につき少なくとも１病院を指定し、その後地域分布にも留意しつつ、改正法施行から３年度目までに各都道府県につき１病院を指定（地域性も考慮し、必要に応じて複数病院を指定）する方向で検討を行うべきである。

特定重要設備については、当該設備が停止した場合の社会的混乱の規模や、患者の生命に直結するか否か等の観点を踏まえ、電子カルテ、手術部門、集中治療部門に関連する設備から選定する方向で検討を行うべきである。

その際、基本指針において、事業者からの意見の十分な聴取を行うこと等により、それぞれの事業の実態等を十分に踏まえた制度整備及び運用を行うこととされており、設備を選定するに当たってもシステムベンダーの意見を十分に聴取する必要がある。

1. 経済安全保障推進法改正法
2. 基幹インフラ制度への医療分野追加の施行に向けて
- 3. 基幹インフラ制度の運用改善（基本指針の変更・省令の改正）**

- 特定社会基盤役務基本指針について、これまでに明らかとなった運用上の課題等に対応するため、記載の見直しを行う。

【主な改正内容】

1. 早期・適切な事前相談の促進（第5章第2節）

- ・ 導入等計画書の審査の結果、特定重要設備の導入や重要維持管理等の委託を行う直前で供給者の変更等の対応を講ずる場合、設備投資に係る損失の発生や、役務の安定提供に支障等をもたらすおそれがある。
- ・ こうした事態を避けるためには、設備の供給者や重要維持管理等の委託先を決定しようとする時など、届出以前の早期・適切な段階から国と事業者とが十分に意思疎通を図り、リスクを適切に把握した上で柔軟に対応できるようにすることが、国と事業者の双方にとって望ましい。
- ・ 以上を踏まえ、事業者の経済活動に多大な支障を生ずる可能性を低減しつつ、同時に審査の実効性を確保する観点から、基本指針において、事前相談の実施に関する考え方を明示し運用改善を図る。

2. 審査に当たって追加的に情報提供を求めることがある旨の追記（第4章第1節（4））

- ・ 特定妨害行為のおそれを審査するに当たっては、届出事項に関連する情報や、特定重要設備の導入及び重要維持管理等の実施体制・状況に関する情報等を含めて総合的に勘案する必要があることから、追加的に情報提供を求めることがある。
- ・ こうした点について、現行の基本指針では必ずしも明確でないことから、審査運用の円滑化を図るため、同趣旨の記載を追加するとともに、注釈において、総合的に勘案する事項の例を示す。

3. その他所要の変更

- ・ 上記のほか、3年見直しに併せて行う主務省令の改正や関連する政府文書の変更等を踏まえ、記載の変更を行う。

【今後の予定】

- パブリックコメント：令和8年夏頃
- 閣議決定・公表：令和8年秋頃

1. 早期・適切な事前相談の促進

＜第5章第2節 事前相談の実施＞

（前略）

本制度に基づく導入等計画書の審査の結果、例えば、特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託に係る契約の後に、特定妨害行為のおそれ大きいとして設備や供給者等の変更等を求める勧告又は命令に至った場合、既に行われた設備投資に係る損害が生ずるのみならず、契約の解除等の対応や設備導入の遅れによる特定社会基盤役務の提供の支障が生ずる等の事態が生ずることも考えられる。こうした事態を避けるためには、特定重要設備及び構成設備の供給者又は重要維持管理等の委託先及び再委託先を決定しようとする時等、届出を行う以前の適切な時期から、国と事業者とが十分な期間をかけて意思疎通を図り、リスクの把握と低減に努めることが重要である。

このように、十分な意思疎通を図りながら審査を円滑に進めることにより、事業者にとっての多大な損失の発生を回避しつつ役務の安定的な提供を確保するため、特定社会基盤事業者が早期・適切な時期に事業所管大臣へ事前相談を行うことが重要である。内閣総理大臣及び事業所管大臣は、かかる時期に事前相談を行うよう事業者に対して広く周知するとともに、事前相談を行うべき適切な時期について、事業ごとの特性等も踏まえて、技術的な解説の公表等により、あらかじめ考え方を示すこととする。

（以下略）

2. 審査に当たって追加的に情報提供を求めることがある旨の追記

＜第4章第1節（4） 審査に当たっての考慮要素＞

（前略）

特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれ大きいかどうかを審査するに当たっては、次に掲げる要素等を考慮する。

①～④ 略

こうした要素等を踏まえ、当該特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれ大きいと認めるときは、勧告及び命令を行う場合がある。なお、特定妨害行為のおそれを審査するに当たっては、届出事項に関連する情報や、当該特定重要設備の導入及び重要維持管理等を実施する体制や状況に関する情報等^(注)を含めて総合的に勘案する必要があることから、追加的に情報提供を求めることがある。

（注）例えば、供給者等の資本構成、取引関係、実績、所在地その他の属性並びに役員及び作業従事者の所属・専門性、実績、国籍等その他の属性に関する情報、特定重要設備の製造地を含めた導入や重要維持管理等の実施環境に関する情報、我が国の法令や国際的な基準等の遵守状況に関する情報、特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行為を防止するための措置の実施状況に係る詳細な情報等が考えられる。

背景・対応の必要性

- 法第52条において、特定重要設備の導入等を行う場合は「あらかじめ」導入等計画書を届け出ることとなっているが、特に大規模なシステムの開発や更改を行い導入するケースでは、届出の時点で既に機器の購入や設置がなされていることが多い。
(注) 基本指針において、特定重要設備の導入の時期とは、「特定重要設備の導入に関する一連の行為（設計、開発、組立て、設置等）が完了し、役務の提供の用に供する時点」をいうとされている。
- こうした段階で、特定妨害行為のおそれ大きいとして設備の交換や供給者等の変更といった対応を講じようとした場合、既に行われた設備投資に係る損害が生ずるのみならず、契約の解除等の対応や設備導入の遅れによる特定社会基盤役務の提供の支障が生ずる等の事態が生じることも考えられるため、届出以前の早い段階から国と事業者とが意思疎通を図り、リスクを把握した上で柔軟な対応を取ることが国・事業者双方にとって望ましい。

対応の方向性 <基本指針>

- 事業者の経済活動に多大な支障を生じる可能性を低減しつつ、同時に審査の実効性を確保する観点から、届出以前の早期・適切な時期から事前相談が行われることを徹底するため、基本指針で考え方を明示し運用改善を図る。
- 具体的には、基本指針（第5章第2節「特定社会基盤事業者等に対する事前相談の実施」）において、以下のような考え方を記載する。
 - －特定社会基盤事業者は、特定重要設備及び構成設備の供給者又は重要維持管理等の委託先及び再委託先を決定しようとする時といった適切な時期に事業所管大臣へ事前相談を行う。国は、かかる時期に事前相談を行うよう事業者周知する。
 - －事前相談の適切な時期については、事業者の経済活動に多大な支障を生じる可能性を低減しつつ、審査の実効性を確保する観点から、事業ごとの特性等も踏まえ、技術的な解説の公表等により国があらかじめ考え方を示す。

<運用改善のイメージ>



基幹インフラ制度に係る主務省令の改正案 概要

- 経済安全保障推進法の改正以外にも、具体の届出事項や手続等を定める主務省令について、事業者意見や運用上の課題を踏まえた改正等を行う。

【主な改正内容】

1. 制度の運用改善を図るための諸規定の見直し

○導入等計画書及び証跡書類の提出等に係る事務負担の軽減（第9条、様式第四（一）ほか）

届出様式の作成や届出に添付する証跡書類の提出等について、事業者の事務負担軽減に資する見直しを行う。

- ＜例＞ ・基幹インフラ事業者が一度提出した供給者等の役員個人の証跡書類について、その内容に変更がなければ、提出を省略できることとする（第9条第3項）
・現行省令では届出の日の2月以内としている議決権保有割合の確認日を届出の日の6月以内とする（様式第四（一）ほか）

○届出事項の変更に係る類型の再整理（第23条ほか）

提出済みの導入等計画書に係る特定重要設備について記載事項を変更する場合、①変更前に届出・審査が必要な「重要な変更」、②変更後に報告が必要な変更、③届出・報告が不要な「軽微な変更」の3つの類型があり、該当する変更項目を省令で定めているが、事業者の事務負担と審査の実効性とのバランスを考慮しつつ、変更項目の類型について見直しを行う。

- ＜例＞ ・供給者等を新たに追加する場合は、従前の変更類型によらず、全項目を「①重要な変更」として事前審査の対象とする（第23条）
・一方、既に届け出た供給者等の名称のみの変更について、「①重要な変更」としていたところ、「②変更後に報告が必要な変更」とする（第23条）

○クラウドサービス、データセンター（DC）を使用する場合の記載事項の明確化（様式第四（一）ほか）

- ①特定重要設備等がクラウドサービスである場合には、「特定重要設備を設置する場所」をリージョン単位で記載することや、
- ②構成設備をDCに設置する場合には、その所在地と併せてDC事業者名も記載することを明確化する。

※本年1月の経済安全保障法制に関する有識者会議の提言で対応が求められている「基幹インフラ役務の安定提供に必要なデータ」に係る措置。

2. 推進法の改正を受けた所要の改正（第12条及び第13条）

法第52条第2項第2号ハの改正を受けて、省令第12条及び第13条について必要なハネ改正を行う。

【今後の予定】

○令和8年7月以降パブリックコメント手続開始 ※2.を除く

○施行：1. は、令和8～9年冬頃、2. は改正法施行の日（公布から6月以内の政令で定める日）

※ なお、省令事項ではないが、届出等のシステム化の実現に向けて詳細を検討中

クレジットカード分野における特定重要設備の見直し（経済産業省令事項）

- クレジットカード決済・不正対策は、ソリューションの多様化・多層化が進み、各社が複数の手法を重畳的に導入する中で、設備の重要性に濃淡が生じている。制度運用を通じ、④不正利用検知・⑤取引認証・⑥代行信用照会には、機能低下等があってもクレジットカード決済の安定提供に直ちに支障を及ぼさないものが存在することが明らかになってきた。
- 基本指針の趣旨（経済活動に与える影響を考慮し、真に必要な範囲に限定）も踏まえ、クレジットカード決済の安定的な提供のために、真に重要な設備への重点化・合理化を図る。

【主な改正内容】

- ①決済電文受理・②信用照会・③基幹業務
⇒クレジットカード決済の根幹であり、決済の成立に不可欠なため、引き続き対象設備とする。
- ④不正利用検知
⇒「包括信用購入あっせんの業務を行うために特に必要なもの」、すなわち、決済の可否判断に直接用いられる場合等、機能の停止又は低下が役務の安定的な提供に支障を生じさせ得る設備に限定する。
- ⑤取引認証・⑥代行信用照会
⇒クレジットカード決済全体に与える影響が限定的であることから、対象設備から削除する。

【参考：クレジットカード決済の仕組み】

- ・ クレジットカード決済は、利用者に商品を販売等する加盟店とイシュア（カード発行会社＝基幹インフラ事業者）間での決済電文の送受信により行われる。具体的には、以下の仕組みになっている。
 - ①決済電文受理の機能を有するシステムが、加盟店からの決済電文を受領し、電文形式のチェックなどの前処理を実施し、
 - ②信用照会の機能を有するシステムが、利用可能なカードか、有効期限内か、利用限度額を超えていないか等を、
 - ③基幹業務の機能を有するシステムの利用者情報と照合し、問題がなければ決済が完了する
- ・ ④不正利用検知の機能は、不正利用を防ぐための方策の一つであり、決済の可否判断に直接用いられるものとそうでないものが存在する。
- ・ ⑤取引認証は、非対面取引の一部で用いられる本人認証手段であり、⑥代行信用照会は、②信用照会が使用できない場合の代替手段であるため、いずれも補完的な位置付けの設備である。